(ii)　当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

注釈　この(h)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。

(i)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は企業に移転すること。

(j)　自国の区域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(k)　一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(l)　自国の区域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(m)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2　いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。

(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b)　自国の区域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。

(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。

3　(a)　2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b)　1(h)及び(i)の規定は、競争法についての申し立てられた違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が1(h)若しくは(i)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

(c)　1(i)の規定は、貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合には、適用しない。

(d)　2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4　1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第七条　適合しない措置

1　(a)　第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(i)　締約国の中央政府

(ii)　日本国の都道府県又はタジキスタン共和国の地域

(a)　次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書Ⅰの各締約国の表に記載するもの

(i)　締約国の中央政府

(ii)　当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

注釈　この(h)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。

(i)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は企業に移転すること。

(j)　自国の区域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(k)　一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(l)　自国の区域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(m)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2　いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。

(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b)　自国の区域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。

(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。

3　(a)　2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b)　1(h)及び(i)の規定は、競争法についての申し立てられた違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が1(h)若しくは(i)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

(c)　1(i)の規定は、貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合には、適用しない。

(d)　2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4　1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第七条　適合しない措置

1　(a)　第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(i)　締約国の中央政府

(ii)　日本国の都道府県又はタジキスタン共和国の地域

(a)　(ii)に規定する都道府県又は地域以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(b)　(a)及び(b)に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新

(c)　(a)及び(b)に規定する適合しない措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2　第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3　いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4　一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に（例外的な状況においてはその後できる限り速やかに）、次のことを行う。

(a)　当該改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。

(b)　他方の締約国の要請があった場合には、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国と誠実に協議を行うこと。

5　各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

6　第二条及び第三条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱い（貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定するもの）の対象となるいかなる措置についても、適用しない。

7　第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第八条　透明性

1　各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であって、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関し、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。

3　1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条　公衆による意見提出の手続

各締約国は、緊急の場合又は純粋に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。